平成２１年（フ）第１５１０７号
東京都足立区関原３丁目34―18　ダコタハイツ２－Ａ
債務者　植竹　直也
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１４０号
神奈川県川崎市幸区塚越３丁目141―12
債務者　砂田　栄美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１４４号
東京都東村山市多摩湖町２丁目21―７
債務者　梶木　敬一
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１７３号
東京都清瀬市松山３丁目14―25―202
債務者　平野かおり
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２４８号
東京都中野区本町１丁目28―１―８
債務者　滝　　弘道
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２５０号
東京都足立区関原２丁目13―５―202
債務者　平島　　繁
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２５６号
東京都葛飾区東四つ木３丁目16―11―201
債務者　佐藤　徳二
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２７２号
東京都江東区大島６丁目１－６―1438
債務者　石川美智子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２７３号
東京都板橋区南常盤台１丁目30―20―202
債務者　松岡　保正
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２７５号
東京都豊島区高松２丁目32―２
債務者　福地　友里
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２８１号
埼玉県吉川市吉川団地３－５―405
債務者　山口　輝雄
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２８２号
埼玉県吉川市吉川団地３－５―405
債務者　山口　和子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２８５号
東京都世田谷区船橋７丁目８－１―812
債務者　知賀井　丕
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２８６号
東京都江東区亀戸４丁目37―８―202
債務者　金田　光枝
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２８７号
千葉県松戸市小金325―１―Ｄ―205
債務者　墨谷　景子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２８８号
神奈川県横浜市旭区東希望が丘99―301
債務者　長谷川英子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部